

# 生産者の皆さまへ

## 新規需要米等の横流れ防止措置について

新規需要米(米粉用、飼料用等)、加工用米を生産するに当たっては、主食用米への横流れを防止するため、以下の点に留意して下さい。

### ～ 需要者との契約時 ～

契約事項に「平年を上回る収穫があっても横流れが起きないように、契約数量は当該年の地域単収に面積を乗じた収量とする」旨、規定して下さい。

### ～ 作付時 ～

新規需要米、加工用米の圃場を特定するなどにより、作付面積を確定して下さい。

主食用米と同一圃場で同一品種を作付する場合には、新規需要米、加工用米の出荷数量を当年の地域単収で換算するなどにより、面積を確定することが必要です。

⇒ 不適切な取組の場合には、水田利活用自給力向上事業の交付対象から除外されます。

### ～ 収穫－出荷時 ～

主食用米等と区分して管理して下さい。

- ・ 袋を分けて米粉用米には(粉)、飼料用米には(飼)、加工用米には(加)、と表示して下さい。
- ・ 需要者に直接又は需要者団体を通じて販売して下さい。

⇒ それぞれの用途以外に販売した場合には、改正食糧法に基づき罰則が適用されます。(裏面1参照)

新規需要米、加工用米を含め、米、種もみを出荷、販売するときは、その記録を作成し3年間保存して下さい。



**記録事項** 品名、産地、数量、年月日、取引先名、米穀の用途 等

⇒ 記録の虚偽記載等があった場合には、米トレーサビリティ法に基づき罰則が適用されます。(裏面2参照)

### 国としての取組

- 生産者と需要者とのマッチングが図られるよう、需要の掘り起こしに努めてまいります。
- 主食用と異なる多収性品種を取り扱う際、乾燥・調製に支障を来さないよう、地域内のカンントリーエレベーター等事業者に対し、効率的な運用を図るよう、助言・指導を行ってまいります。

詳しくは、農林水産省ホームページを御覧いただくか、最寄の地方農政事務所にお尋ね下さい。

# 1 改正食糧法に基づく措置

## 遵守事項

チェック

- 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則注が適用されます。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

不正転用による不当利益防止

平成22年4月から、改正食糧法に基づき、新規需要米、加工用米などの用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取り扱い

- 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行うなど、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
  - 紙袋等の包装に用途を表示  
〔加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)、その他用途は、その用途に即して輸出用などと表示〕
  - 需要者(需要者団体)に直接販売する必要があります。

# 2 米トレーサビリティ法に基づく措置

## 記録

チェック

- 出荷・販売の伝票を受領(又は請求書を発行)
- 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- 用途限定米穀の場合その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則注が適用されます。

注：50万円以下の罰金

流通ルートの特定

米・種もみ<sup>※</sup>を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※米、種もみ以外にも、米粉や米こうじ等、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんなども対象になります。

記録事項

品名、産地<sup>※1</sup>、数量、年月日、取引先名、米穀の用途<sup>※2</sup>等

※1 米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀について、加工用米は(加)、米粉用米は(粉)、飼料用米は(飼)などと、その他用途は、その用途に即して輸出用などと記載

## (参考)その他の米トレーサビリティ法の内容

### 事業者間<sup>※</sup>における産地情報の伝達

※生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米を農協や業者等に出荷・販売した場合には、必ず産地を伝票等又は商品の容器・包装への記載により伝達する必要があります。

### 一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、商品の容器・包装等への記載により産地を伝える必要があります。

適切に産地情報を伝達

## 伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

米トレーサビリティ法についての情報は、右記のホームページをご覧ください。 [http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html)

# 3 行政による確認

食糧法、米トレーサビリティ法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか巡回点検を実施します。